

船舶事故等調査報告書

平成26年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第118号
事故等種類	遊泳者負傷
発生日時	平成25年8月12日（月） 14時30分ごろ
発生場所	兵庫県 ^{すもと} 洲本市 ^{あいが} 安平町平安浦の浜辺 洲本市所在の平安浦四等三角点から真方位063° 240m付近 （概位 北緯34° 23.6′ 東経134° 53.7′）
事故等調査の経過	平成25年8月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ TAKAWA II、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	253-30455兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型船舶操縦士
死傷者等	軽傷 3人（遊泳者A、遊泳者B及び遊泳者C）
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、洲本市のマリンスポーツ施設（以下「本件施設」という。）の北東方沖から南西進して海上に設けられた係留場所（以下「本件係留場所」という。）へ向かった。</p> <p>船長は、遊泳者等が本件係留場所付近に多数おり、近づくことができなかつたので、本件係留場所の北側でエンジンを停止し、本船を押しして本件係留場所へ向かおうと思い、本件係留場所の北側に向けて変針を行い、浜辺へ向けて西進した。</p> <p>船長は、浜辺近くでエンジンを停止し、情力で浜辺に向かって進んでいたところ、浜辺に近づき過ぎたと感じ、また、船首方に多数の遊泳者や浮体遊具を認め、操縦ハンドルを左に操作した。</p> <p>船長は、遊泳者A（小児）が泣き出したことに気付いて本船を降り、遊泳者Aの保護者から本船が遊泳者Aに接触したことを知らされた。</p> <p>船長は、そばにいた本件施設のスタッフに救急車の手配を依頼し、同スタッフが、平成25年8月12日14時40分ごろ119番通報を行った。</p> <p>なお、船長は、遊泳者Aに接触してから約10分後に救急車の手配を依頼したと思った。</p> <p>船長は、遊泳者Bから本船と接触した旨の申出を受け、到着した救急車に遊泳者A及びその保護者並びに遊泳者Bと共に乗り、兵庫県淡路市内の病院まで同乗した。</p> <p>船長は、病院に到着後、遊泳者Bと一緒に本件施設を訪れていた遊</p>

	<p>泳者Cから、本船と接触した旨の申出があり、それぞれが診察を受け、遊泳者Aが腰部打撲、遊泳者Bが両膝打撲及び遊泳者Cが右大腿部内側打撲と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期</p>
その他の事項	<p>船長は、水上オートバイの操縦経験が5回程度あったものの、本件施設を訪れたこと、及び本事故発生場所付近での操縦は本事故当日が初めてであった。</p> <p>本件施設の運営者は、遊泳を行う来場者が多数いたものの、遊泳禁止区域を設けるなどしてプレジャーボート、水上オートバイ等が発着し、及び航行する区域と遊泳区域とを分けていなかった。</p> <p>船長は、エンジンを停止した後、船首方に遊泳者等を認め、エンジンを始動して航行方向を変え、遊泳者等との接触を避けることを考えたが、周囲には遊泳者がいたので、エンジンを始動することができなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、洲本市の本件施設に設けられた本件係留場所へ向けて南西進中、船長が、遊泳者等を本件係留場所付近に認め、本船を押して本件係留場所へ向かおうと思ひ、本件係留場所の北側へ向けて変針し、エンジンを停止して惰力で浜辺に向けて西進していたが、浜辺に近づき過ぎたことから、船首方に遊泳者や浮体遊具を認め、接触を避けようとして操縦ハンドルを左に操作したものの、遊泳者3人と接触し、遊泳者3人が負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、洲本市の本件施設に設けられた本件係留場所へ向けて南西進中、船長が、遊泳者等を本件係留場所付近に認め、本船を押して本件係留場所へ向かおうと思ひ、本件係留場所の北側へ向けて変針し、エンジンを停止して惰力で浜辺に向けて西進していたが、浜辺に近づき過ぎたため、船首方に遊泳者や浮体遊具を認め、接触を避けようとして操縦ハンドルを左に操作したものの、遊泳者3人と接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイのエンジンを停止する際には、エンジンを停止すれば、操縦不能になることを念頭におき、周囲の状況を確認した上で停止時機を適切に判断すること。 ・水上オートバイを浜辺近くまで航行させる際は、周囲に遊泳者がいないことを十分に確認した上で行うこと。なお、足が着く水深に

	<p>なった所で水上オートバイを降り、押して水際に向かうことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ プレジャーボート、水上オートバイ等の利用を伴うマリンスポーツ施設の運営者は、遊泳禁止区域を設けるなどしてプレジャーボート等が発着し、及び航行する区域を確保するとともに、遊泳者の安全を守ること。
--	---